

三重県地域福祉支援計画 (中間案)

令和元年 12 月

三重県地域福祉支援計画

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
・経緯	
・地域福祉を取り巻く状況	
・課題の複雑化・複合化	
・国等の動き	
・県内地域における取組	
・新たな地域福祉支援計画の策定	
2 計画策定の視点（基本姿勢）	14
3 めざすべき方向性と着眼点	16
4 計画の位置付けと他計画との関係	17
5 計画期間	19

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況	20
2 支援を必要とする人等の状況	22
3 地域福祉を支える人や地域資源等の状況	43

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念（めざすべき姿）	50
2 施策体系（取組の柱）	52
3 施策体系（推進項目）	54

第4章 施策展開

推進項目1 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）

1 地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり	57
（1）サロン活動への支援	
（2）子どもの居場所づくり	
（3）外国人コミュニティへの支援	
2 地域住民による支援活動の推進	58
（1）ボランティア活動への支援	
（2）高齢者・障がい者の地域活動への支援	
（3）民生委員・児童委員活動への支援	

3	市町における包括的な支援体制づくりへの支援	59
	(1) 相談支援包括化推進員の養成	
	(2) 社会福祉協議会の取組への支援と連携強化	
	(3) 相談・支援機関の連携推進	
4	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	62
	(1) ユニバーサルデザインの意識づくり	
	(2) 誰もが暮らしやすいまちづくり	

推進項目2 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）

1	高齢者・障がい者への支援	64
	(1) 高齢者に対する支援の充実	
	(2) 障がい者に対する支援の充実	
2	子ども・子育て支援	65
	(1) 子ども・子育て支援の充実	
	(2) 社会的養育の推進	
3	生活困窮者等への支援	66
	(1) 生活困窮者自立支援の推進	
	(2) 子どもの貧困対策	
4	生きづらさを抱える者（ひきこもり、自殺、犯罪をした者など）への支援	67
	(1) ひきこもり・ニート	
	(2) 自殺対策	
	(3) 再犯防止の取組の推進	
	(4) 認知症施策の推進	
	(5) がん・難病患者	
	(6) 医療的ケア児・者	
	(7) 外国人住民	
	(8) 人権課題	
5	災害時要配慮者への支援	71
6	生活基盤の充実	72
	(1) 就労機会の充実	
	(2) 住宅確保	
	(3) 移動の確保	
7	権利擁護の推進	74
	(1) 成年後見制度の利用促進	
	(2) 福祉サービスの利用援助	
	(3) 差別解消、虐待防止の取組の推進	
	(4) 消費者被害の防止・救済	
8	多様な生活課題への対応	77

推進項目 3 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）	
1 福祉人材の確保	8 1
(1) 福祉人材の確保	
(2) 福祉教育の推進	
(3) 働きやすい福祉職場づくりへの支援	
2 福祉サービスの質の向上	8 2
(1) 効果的な指導監査等の実施	
(2) 第三者評価の受審促進	
(3) 苦情解決体制の充実	
(4) 福祉人材の質の向上	
3 福祉サービスの総合的提供方法のあり方	8 4
(1) 保健・医療との連携	
(2) 共生型サービスの普及	
4 福祉サービス提供におけるIT技術等の活用	8 4
第5章 推進体制	
1 地域福祉推進会議の設置	8 6
2 市町・社会福祉協議会との意見交換の実施	8 6
第6章 進捗管理	
.....	8 7

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

<経緯>

- 三重県では、社会福祉法に規定する県地域福祉支援計画として、平成16(2004)年3月に、市町の地域福祉の推進を支援するための県の地域福祉推進に関する基本的な方針等を示した「三重県地域福祉推進計画」を策定しました。この計画の対象期間は平成16(2004)年度からの5年間でしたが、各福祉分野に個別専門の法定計画があることをふまえ、平成21(2009)年度からの次期計画の策定は行わずに、これらの法定計画を総合的に運用することで対応してきました。
- 高齢者福祉の分野では、高齢者を取り巻く課題に対応するため、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」により、介護サービスの充実と人材確保、地域包括ケアの推進を両輪に、市町等がそれぞれの地域課題を分析し、自立支援・重度化防止に向けて取り組んでいけるよう支援するなど地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための取組を進めています。
- 障がい者福祉の分野では、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」により、「多様性」、「生きがい」、「安心」をキーワードに、差別の解消や特別支援教育の充実、障がい者就労・農福連携の推進、障がい者スポーツの推進、保健・医療体制の充実等に取り組んでいます。
- 子どもの福祉の分野では、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」により、少子化対策全般に関する「少子化対策計画」、子どもや子育て家庭をささえあう地域社会づくりについて定めた「三重県次世代育成支援計画」、幼児期の学校教育・保育、子育て支援サービスの需要及びそれらの確保方策等を定めた「三重県子ども・子育て支援事業計画」、ひとり親家庭等への子育て・生活支援、就労支援、養育費確保、経済的支援等の施策を総合的に推進する「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を一体化し、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、子どもたちの笑顔や子育ての喜びあふれる地域社会づくりに向けた取組を進めています。
- また、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」において重点的な取組の一つとして位置づけている子どもの貧困対策について、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されたり貧困の連鎖によって閉ざされることのないよう、子どもの貧困対策を着実かつ継続的に実行するため、「三

第1章 計画策定の基本的な考え方

重県子どもの貧困対策計画」により、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、包括的かつ一元的な支援の5つの支援を柱として取組を進めています。

- このように、福祉分野の高齢者、障がい者、子どもの各福祉サービスについては、それぞれの支援の対象者ごとに計画を策定し、目標を定め、必要な施策を展開していくことによって、対象領域における機能の強化とサービスの充実を図っているところです。
- 地域福祉の推進においても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、事業者のみなさんとの協働・連携のもとに、地域における支え合い体制づくりを進めてきました。
- また、福祉の枠組みが、それまでの「措置制度」から、利用者が自ら受けるサービスを選択する利用者本位の「利用制度」へと転換される中で、利用者の選択を保障する「事業者の情報提供」と契約内容が正確に守られるための「仕組み」づくりに向けて、「みえ福祉第三者評価制度」を運用するとともに、社会福祉分野における権利擁護のための制度として、福祉サービスの適切な利用等を支援する日常生活自立支援事業の取組を行い、福祉サービスの利用における共通基盤となる制度の充実に取り組んできました。
- さらに、障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことのできる社会の実現をめざし、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人ひとりが互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組むため、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」を策定し、さまざまな取組を進めています。

<地域福祉を取り巻く状況>

(少子高齢・人口減少社会の到来)

- 我が国においては、少子高齢化の進行により、生産年齢人口は平成7(1995)年をピークに減少に転じており、総人口も既に減少に転じ、平成28(2016)年では、高齢化率が27.3%と4人に1人以上が高齢者の社会となっています。
- 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口(出生中位推計)によると、日本の総人口は2053年に1億人を割り、2065年には8,808万人にまで減少

第1章 計画策定の基本的な考え方

するとともに、生産年齢人口は、2029年、2040年、2056年にはそれぞれ7,000万人、6,000万人、5,000万人を割り、2065年には4,529万人となると推計されています。

- 生産年齢人口の減少により社会・経済の担い手不足が生じ、昭和55(1980)年には1人の高齢者に対して7.4人の現役世代がいたのに対し、平成27(2015)年には高齢者1人に対して現役世代2.3人になっており、今後この数字は減少していくことが予想されます。
- また、高齢化の進展は、年金・医療・介護などの社会保障給付費を増大させる要因となる一方で、税金や社会保険料を主に負担する現役世代の相対的な減少を意味するため、社会保障の給付と負担のアンバランスを高めることになっていきます。
- 少子高齢・人口減少による国及び地域が抱えている大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題であり、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。
- さらに、高齢者単独世帯数は一貫して増加しており、2040年には約896万世帯に達し、世帯主が65歳以上の世帯に占める単独世帯の割合も、2015年から2040年には32.6%から40.0%へと上昇すると推計されています。三重県においても、2040年には、一般世帯数は65万5,899世帯まで減少するのに対し、高齢者の単独世帯数は11万4,111世帯に増加すると推計されており、従来、家庭が担ってきた機能を地域においてどのように確保していくのかも課題となっています。

(人生100年時代)

- 「人生100年時代」とは、イギリスのロンドン・ビジネス・スクール教授による長寿時代の生き方について述べた著書の中で提唱され、寿命の長期化によって先進国の2007年生まれの2人に1人が103歳まで生きる「人生100年時代」が到来するとし、100年間生きることを前提とした人生設計の必要性を論じています。
- 日本政府においても、平成29(2017)年9月に内閣総理大臣を議長とする有識者による「人生100年時代構想会議」が設置され、「超長寿社会」を世界に先駆けて迎える日本における教育や雇用制度、社会保障など、人生100年時代を見据えた経済社会システムを創り上げていくための政策のグランドデザインについて検討が進められています。

第1章 計画策定の基本的な考え方

- 厚生労働省では、「人生 100 年時代」に向けて、幼児教育の無償化、待機児童の解消、介護人材の処遇改善、リカレント教育、高齢者雇用の促進の5つの対応を示しています。
- 人生 100 年時代に、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくるのが重要な課題とされています。

(雇用情勢)

- 我が国の経済は、企業収益や雇用・所得環境が改善し、設備投資や個人消費が持ち直しの動きを示す中、緩やかに回復しています。そのような経済情勢の中、雇用情勢については、完全失業率は平成 30 (2018) 年度平均で 2.4% と平成 4 (1992) 年度以来 26 年ぶりの低い水準となり、有効求人倍率は平成 30 (2018) 年度平均で 1.62 倍と高水準となるなど、着実に改善が続いています。
- 県内経済は、県内総生産の名目で、対前年度比 1.0% 増と 3 年連続の増加、実質で同 1.3% 増と 2 年連続の増加となり、県内生産額 (実質) は過去最高となっています。(平成 29 年度三重県民経済計算速報 (早期推計) (令和元年 9 月))
- こうした経済状況を背景に、三重県の平成 30 (2018) 年度における有効求人倍率は 1.71 倍と年々増加しており、とりわけ、介護関係職種の有効求人倍率は 4.12 倍と全国値(3.95 倍)より高く、介護関係職種については深刻な人材不足の状況となっています。
- また、日本の雇用システムの課題の 1 つとして、「正規・非正規労働者間の格差問題」があります。非正規雇用労働者は、平成 6 (1994) 年から以降緩やかに増加しており、近年、非正規雇用労働者に占める 55 歳以上の割合が高まっています。
- 非正規雇用労働者のうち、正社員として働く機会がなく、非正規雇用で働いている者 (不本意非正規) の割合は 12.8% (平成 30 (2018) 年平均) となっており、また、非正規雇用労働者は、正規雇用労働者に比べ、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が少ないといった課題も指摘されています。

- こうした格差問題を解決することを柱の1つに、平成30(2018)年6月に「働き方改革関連法」が成立しました。
- 急激な人口減少、少子高齢化が進んでいく中、これからの将来を担う若者をはじめ、働く方のすべてが安心・納得して働き続けられる環境を整備していくとともに、高齢者や障がい者が、希望や能力、適性を十分にいかしながら、働く方の置かれた個々の事情に応じた、多様な働き方を選択できる労働環境を整えていくことが求められます。

(グローバル化)

- グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報やさまざまな文化・価値観が国境を越えて流動化し、私たちの生活は大きく変化しています。日本で暮らす外国人も増加し、さまざまな文化を持つ人がともに暮らしています。
- 平成30(2018)年12月末現在の三重県の外国人住民数は5万612人で、前年より2,947人(6.2%)増加しました。平成20(2008)年の5万3,082人をピークに、経済状況の悪化に伴い減少していましたが、平成26(2014)年から5年連続で増加しています。
- 外国人労働者数(平成30(2018)年10月末)は、全国146万463人、三重県2万7,464人であり、出入国管理及び難民認定法上、さまざまな形態での就労が可能となってきています。
- 平成22(2010)年7月に施行された出入国管理及び難民認定法の改正により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになったほか、平成28(2016)11月に公布(平成29(2017)年11月1日施行)された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法)では、技能実習計画の認定及び監理団体の新たな許可制度が創設されるとともに、対象職種に「介護職種」が追加されました。
また、平成28(2016)年11月には「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が公布(平成29(2017)年9月1日施行)され、介護福祉士の資格を有する留学生を対象として、新たに「介護」の在留資格が設けられています。
さらに、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れるため

第1章 計画策定の基本的な考え方

の新たな在留資格「特定技能」が、平成31（2019）年4月1日に創設されました。

- 新たな在留資格「特定技能」の創設により、在留外国人の一層の増加が見込まれており、行政・生活情報や相談対応のさらなる多言語化をはじめとした、新たなニーズの拡大が予想されます。
- 外国人住民を含む地域住民が、それぞれの文化的背景を理解し、お互いの文化を尊重するとともに、正しい人権意識に基づく、差別や偏見のない環境のもとで、地域社会を築いていくことが求められます。

（自然災害への対応）

- 平成30（2018）年1月、政府の地震調査委員会は、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率を70～80%に引き上げました。地震発生の可能性が年々高まっているなか、三重県においても、南海トラフ地震等により甚大な被害の発生が予想されます。
- 災害時に支援ニーズが増大する高齢者、障がい者等の要配慮者への対応とともに、被災した方々においても、その抱える課題は多様化・複雑化していくため、避難生活にあっても安心した生活が確保されるよう、医療・保健・福祉の連携によるきめ細かな支援が求められます。
- また、近年、全国各地で相次いで自然災害が発生しており、災害時におけるボランティア活動は被災者支援における大きな力となっています。被災地におけるボランティア活動を円滑に進めるためには、災害ボランティアセンターの役割が重要となっており、その設置・運営は、社会福祉協議会が担うことが期待されています。
- 災害時におけるボランティアに対するニーズは、発災直後の復旧作業に対するものから、その後は被災した方に対する傾聴やサロン活動などの福祉的ニーズに移っていきます。こうしたニーズの変化に適切に対応していくためには、ボランティア活動を通じた被災者ニーズの発掘から適切な支援に結び付けていくことが重要であり、ボランティア団体間の情報共有などの連携が図られる仕組みも必要となってきます。
- こうした災害への備えとして、平常時からの要配慮者の把握や日常的な見守りのほか、災害時における福祉的な配慮を要する方々の避難生活を支えるため、社会福祉施設等での要配慮者の受入体制の確保や介護職員等の応援・受

援体制の確立など、日頃から関係機関等が連携・確認しあうなど、災害対応力の強化に取り組んでいくことが必要となっています。

<課題の複雑化・複合化>

- 社会経済情勢の変化や人々の価値観の多様化などを背景に、家族や地域との係わりのあり方も変化し、従来、個人や家族のみでは対応できない事案に対処する相互扶助機能として、地縁、血縁によって結ばれていた地域コミュニティが失われつつあります。
- 核家族化、高齢社会の進展に伴い、単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、家族や地域社会等との絆が希薄となる中で、社会的に弱い立場に置かれた人々が社会から孤立し、地域で生活し続けることが困難な状況が生じています。
- 例えば、生活困窮者においては、単に経済的な困窮に陥っているだけでなく、複合的な課題を抱えている場合があります。また、地域とのつながりが薄れ「社会的孤立」状態となっている場合もあり、そういった方が、いわゆる「制度の狭間」の問題として顕在化しています。
- また、これまでの公的制度の枠組では対応できない生活課題への対応や、「8050」（高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯）、「ダブルケア」（介護と育児に同時に直面する世帯）など、一人の人や世帯の中で複数の課題を抱え、複雑な問題が絡み合い、一つの側面からだけでは対応できないケースも見られるようになってきています。
- こうした課題を全体的にとらえ、公的支援だけでなく、地域住民による支え合いとも連動した包括的な支援体制づくりを、地域のさまざまな主体が連携しながら進めていくことが求められています。

<国等の動き>

（生活困窮者自立支援法の制定）

- 国においては、それまで十分ではなかった生活保護受給者以外の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充するため、生活保護法の改正と併せて、生活困窮者自立支援法を平成26（2014）年12月に制定し、平成27（2015）年4月から施行されています。
- 生活困窮者自立支援法は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する包括的な支援体系を創るというもので、多様で複合的な課題を有する生活困窮者

第1章 計画策定の基本的な考え方

が「制度の狭間」に陥らないように、広く受け止め、法に基づく事業の活用や他制度との連携により、対象者の状態に応じたきめ細かい支援を行うこととしています。

- 生活に困窮している人は、自己肯定感の低下や自尊感情の消失、また、つながりの希薄化によって他の人に助けを求めることが困難であったり、コミュニケーション能力や意欲が不足している状態であることが考えられるため、対象者個々の尊厳を確保し、それぞれの意欲や想いに寄り添った伴走型の支援を行ったり、「制度の狭間」に陥らないように「断らない相談支援」の実施が求められています。また、積極的なアウトリーチを実施することで早期の支援につなげることも重要となっています。

(地域共生社会の実現に向けた取組の推進)

- 平成 28 (2016) 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子供・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。
- 「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすものです。
- 地域共生社会の実現に向けて、厚生労働省では、平成 28 (2016) 年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、平成 29 (2017) 年 2 月に「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」をとりまとめ、改革の骨格として、(1)「地域課題の解決力の強化」、(2)「地域丸ごとのつながりの強化」、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」、(4)「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げています。
- このうち、(1)「地域課題の解決力の強化」については、①住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備、②複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、③地域福祉計画の充実、を改革の骨格としており、これらを実現するため、社会福祉法等の改正が行われました。
- また、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」については、地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者だけでなく、障がい者や子どもなど生活上の困難

を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することをめざしています。

（社会福祉法の改正）

- 平成 30（2018）年4月に施行された改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念や、その実現に向けた取組の方向性が示されました。

- ・ 第4条の改正では、第1項で地域福祉推進の理念を規定し、第2項でその推進方策を示しています。

- ・ 第1項では、①地域住民、②社会福祉を目的とする事業を営業者、③社会福祉に関する活動を行う者、の3者を「地域住民等」として地域福祉推進の主体と位置付けています。

この「地域住民」の概念の中には、福祉サービスを必要とする当事者を含んでおり、担い手としての地域住民だけでなく、あらゆる住民を包含した考え方として、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の理念が示されています。

さらに、「地域住民」に対しては、社会、経済、文化その他「あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」とし、地域住民の「権利」としての「完全参加」を謳っており、共生社会、ノーマライゼーションの理念を示しています。

- ・ 第2項では、地域住民や福祉関係者が、①本人だけでなく、その人が属する世帯全体に着目し、②福祉、介護、保健医療に限らない、さまざまな生活課題を把握するとともに、③支援関係機関と協働し、課題を解決していくことが必要であることを定め、包括的支援の理念を明確化し、地域福祉を推進していくための具体的な推進方法を示しています。

個人だけでなく世帯も対象と考え、地域生活課題における「教育」には、社会教育を含むものであり、また、「地域社会からの孤立」も対象としています。

- ・ この第2項でいう地域福祉の「推進方法」とは、地域住民等が主体的に地域生活課題を「把握し、連携して、解決していく」ことを謳っています。

- ・ 法第106条の2では、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域子育て支援拠点や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など福祉の各分野における相談支援事業者が、利用者からの相談を通じて、利用者自身とその利用者の属する世帯が抱え

第1章 計画策定の基本的な考え方

る生活課題を把握した場合に、必要に応じて支援関係機関につないでいくことを努力義務としています。

- ・ 法第106条の3第1項では、①「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第1号）、②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第2号）、③多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（第3号）等を通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の新たな努力義務としています。

- 改正社会福祉法では、地域福祉計画についても充実が図られ、これまで策定は任意とされていたものから、努力義務化されるとともに、策定に際しては、高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられました。

・ 市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容としています。

・ 都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容としています。

- 今回の法改正において、計画の記載事項として、福祉に関し共通して取り組むべき事項や、県計画においては、市町村による包括的な支援体制の整備への支援に関する事項が追加されたほか、策定した地域福祉（支援）計画については、定期的に調査、分析及び評価の手続きを行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることとされています。

（地域福祉支援計画に盛り込むべき事項）

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉

に関し、共通して取り組むべき事項

- ② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④ 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

（共生型サービス）

- 平成 27（2015）年 9 月に厚生労働省において、今後の福祉の方向性を示す「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 ー新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンー」が取りまとめられ、この新たな福祉ビジョンでは、サービスの提供にあたって、専門性に則って高齢者介護、障がい者福祉、子育て支援、生活困窮等の支援を別々に提供する方法のほかに、複数分野の支援を総合的に提供する方法を検討することが示されました。
- これを受けて、平成 28（2016）年 3 月に、福祉サービスを総合的に提供するうえで、現行制度の規制等について、現行制度において運用上対応可能な事項を整理した「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」がとりまとめられ、運用されています。
- 現行制度上の運用に加え、地域福祉推進の理念を実現するために、平成 29（2017）年 6 月の「地域包括ケア強化法」において、介護保険法等の一部改正により、デイサービスなどについて、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに「共生型サービス」が位置付けられ、報酬改定とあわせて、平成 30（2018）年 4 月から施行されています。

＜県内地域における取組＞

- 県内の各市町では、地域共生社会の実現に向けて、既にさまざまな取組が進められています。

・名張市では、産前産後の支援を強化し、安心して出産・子育てできる環境を整備するために、フィンランドの子育て支援制度「ネウボラ」を参考に、妊娠・出産・育児の切れ目のない相談・支援の場、またその仕組みを作っています。

第1章 計画策定の基本的な考え方

また、市民センター15地域全てに「まちの保健室」を設置し、身近な距離で分野を超えた総合相談を行い、地域包括支援センターに配置された「エリアディレクター」が各関係機関との連携により、必要な支援をコーディネートし、市民一人ひとりが抱える複合的な問題を横断的に対応できる仕組みを構築しています。

- ・伊賀市では、「分野を問わない福祉の総合相談窓口」となる地域包括支援センターを中心に福祉総合相談体制を整備し、すべての相談は地域包括支援センターを第1窓口とし、子育て、障がい、介護、健康、生活困窮、認知症、虐待など問題が複雑にからみあった事例は福祉相談調整課が相談事案を調整する会議を開催し、必要な窓口へつなぐ仕組みを構築しています。
- ・四日市市では、地域住民らが社会福祉法人と連携し、商店街での空店舗を地域の拠点として活用し、総合相談や住民の集まる場などの機能を併せ持った孤立化防止拠点を運営するなど、高齢者や障がい者らの日常生活を支援する取組が行われています。

<新たな地域福祉支援計画の策定>

- 地域の中には、従来の福祉の対象としてきた高齢者、障がい者、子どもの福祉課題だけでなく、社会とのつながりや支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求められず、或いは支援を拒みひきこもってしまう人、国籍や言葉の壁、宗教などの文化の違いなどによりさまざまな面で生活課題を抱える外国人住民、健康上の心配や経済・生活問題などにより自殺に追い込まれている人、犯罪をして立ち直ろうにも必要な支援が行き届かず再び罪を犯してしまう人、差別に悩み人権を侵害されている人など、さまざまな問題や課題を抱えている人がいます。
- そうした人たちも、地域社会を構成する一員であり、一人ひとりが尊重され、社会から孤立することなく、誰もが社会を支える一員として、社会との関わりの中で、一人ひとり個性や能力を発揮し、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる社会を築いていかなければなりません。
- 社会構造の変化の中で、人々がさまざまな生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉をより一層推進していく必要があります。

第1章 計画策定の基本的な考え方

- 少子高齢化・人口減少が進行していく中、さまざまな主体の参画と協力を得て、地域資源を活用しながら、一人ひとりの個性や能力が最大限に発揮されることで、地域力を強め、持続可能な地域社会の構築をめざしていくことが求められています。

- このような状況に的確に対応していく必要があることや、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正、県内市町における新たな支援体制づくりの動きがあることなどをふまえ、県内全域での地域福祉をより一層推進し、多世代間の交流や助け合いによる地域共生社会における地域コミュニティ機能の確保をめざしていくため、三重県らしい「多様性」と「可能性」を含んだ持続可能な地域社会への道筋を示すものとして、新たな地域福祉支援計画を策定します。

第1章 計画策定の基本的な考え方

2 計画策定の視点（基本姿勢）

- 計画を策定する目的は、分野に応じた従来の個別制度の充実だけでなく、分野を横断する連携した取組を進めるものであり、社会福祉を横串により全体化していくとともに、分野にとらわれない包括的な支援体制の整備に向けた取組を計画的に推進していくことにあります。
- また、従来の福祉分野にとどまらず、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題を改めて直視する必要があります。
- 計画の策定によってめざす地域社会は、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、「地域共生社会」であり、その実現に向けて取組を進めていくことが必要です。
- 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の取組を推進していくにあたって、計画策定における基本姿勢として、次の4つの視点を重視しながら策定を進め、具体の施策展開を図っていきます。

（ノーマライゼーション）

- 社会福祉の目的は、「個人が人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で、障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援すること」にあります。
地域福祉推進の目的も、この社会福祉の普遍性を前提に、地域住民や福祉関係者、行政などが対等な関係を基本に相互に協力しあうことで、多様な自己実現が図れるよう支援していくことにあり、ノーマライゼーションの具現化をめざしていきます。

（ソーシャル・インクルージョン）

- 地域福祉を推進することによってめざす地域共生社会は、地域や家庭での中でのつながりが薄れ、社会的に孤立し、必要な支援が行き届かずに生活困難に陥るといった課題に対応できる地域社会を、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、一体となって築いていくことです。
このため、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」というソーシャル・インクルージョンの理念をふまえながら進めていきます。

（ダイバーシティ社会の推進）

- 三重県では平成 29（2017）年 12 月に「ダイバーシティみえ推進方針 ～ともに輝く、多様な社会へ～」を策定し、県民の皆さんとともに、「一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できるダイバーシティ社会」の実現に向けて取組を進めています。

地域福祉の推進は、さまざまな地域生活課題に対して、地域社会全体で互いに支え合うことをめざすものであることから、ダイバーシティ社会の推進の視点もふまえて進めていきます。

（「SDGs」の達成と「Society 5.0」の実現）

- 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた 17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられ、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

その特徴である「包摂性（誰一人取り残さない）」、「参画型（全てのステークホルダーが役割を）」、「統合性（統合的に取り組む）」などの理念は、地域福祉支援計画でめざすべき社会にも共通するものです。

- また、国は、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、社会の変革（イノベーション）から新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会として、「Society 5.0」の実現をめざしています。

経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である「Society 5.0」で実現する社会は、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会であり、「Society 5.0」の実現により、人口減少・超高齢化の進展にともなって生じるさまざまな課題の解決と一人ひとりの生活の質の向上が期待されるもので、地域共生社会の実現にも通じるものです。

- 「SDGs」の達成や、「Society5.0」の実現といった視点も持ちながら、より一層の地域福祉の推進を図っていきます。

3 めざすべき方向性と着眼点

(めざすべき方向性)

- 地域共生社会の実現に向け、地域福祉推進におけるめざすべき方向性としては、次の事項があげられます。
 - ① 地域住民等が主体的に福祉サービスを必要とする地域住民やその世帯が抱えるさまざまな地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携してその解決を図れるよう、拠点づくりなどの体制を整備すること
 - ② 福祉、介護、保健医療に限らない、さまざまな地域生活課題を把握すること
 - ③ 支援関係機関が協働し、包括的な支援体制を構築していくこと
 - ④ 市町の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町の地域福祉が推進されるよう、地域特性や取組状況等に応じて支援していくこと

(着眼点)

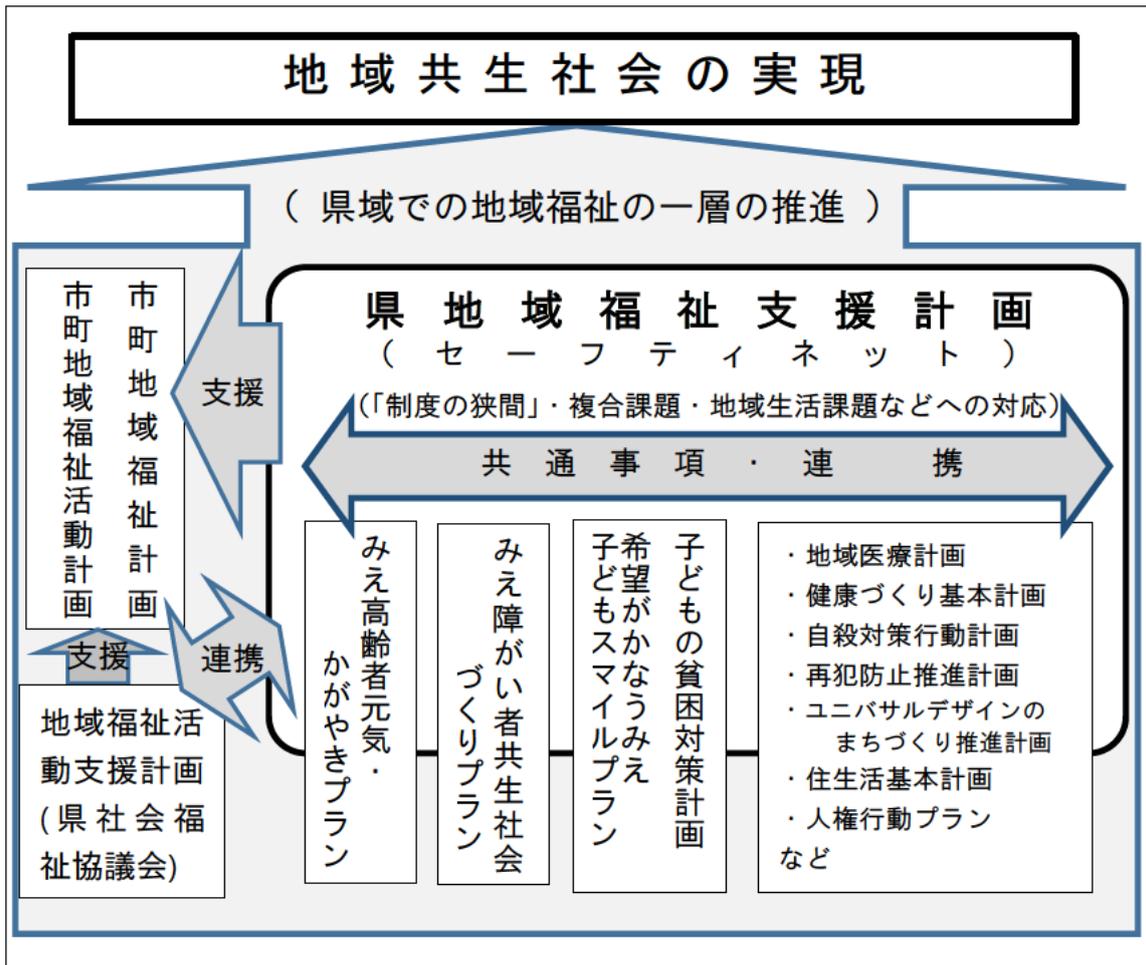
- 地域福祉支援計画に盛り込むべき5つの事項や地域福祉推進におけるめざすべき方向性をふまえ、次の5つの「包括化（包み込む）」を着眼点にこの地域福祉支援計画における施策の方向性を定めていきます。
 - ① 生活課題の包括化（日常の暮らしの全般に渡る包括的な支援）
 - ・ 社会的孤立をなくし、福祉、介護、保健医療だけでなく、住まい・就労を含む暮らしと生活を営むうえでの課題やニーズをトータルに捉える
 - ② 対象の包括化（制度の枠に捉われない、誰一人取り残さない包括的な対象の把握）
 - ・ 全世代・全対象型の支援、本人と世帯の課題を包括的に捉える
 - ③ 相談・支援の包括化（全世代・全対象型の包括的な支援体制づくり）
 - ・ 包括的な支援体制の整備による多機関協働の推進
 - ・ 地域住民の支え合いと公的支援の連動によるサービスの包括化と総合的なサービス提供
 - ④ 地域の包括化（多様な主体の協働と地域資源の有機的連携）
 - ・ 地域住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、事業者、企業などの地域の多様な主体による協働
 - ・ 地域資源の活用
 - ⑤ 計画の包括化（分野別計画の総合化と関連施策の包括化）
 - ・ 高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの分野別計画の総合化と関連施策の包括的な推進

4 計画の位置付けと他計画との関係

- 地域福祉支援計画は、各市町における地域福祉の推進を支援していくための計画であり、県としては、広域自治体としての観点から、専門性の高い課題への対応による各市町における包括的な支援体制への支援や、各市町の規模や地域特性、取組状況に応じて、各市町の地域福祉が推進されるよう支援していくものです。
- また、今回の法改正によって、地域福祉計画においては、福祉の各分野の共通事項を定めるものとされています。
- そして、これまでの福祉制度の枠組では対応できない生活課題への対応や「制度の狭間」、複合課題などの問題に対応できるセーフティネットを築き上げていくことが必要です。
- そのためには、福祉分野の計画だけでなく、さまざまな生活課題に関係する各分野の計画との連携を図り、これらの計画ともあいまって、一体的に地域福祉を推進していけるよう、各計画による施策が相互に連携しながら、総合的な取組を機能させるためのものとして、この地域福祉支援計画を位置付け、横断的に施策を推進していきます。
- さらに、県域での地域福祉を推進していくにあたっては、民間福祉活動の中核を担う県社会福祉協議会とともに進めていくことが不可欠です。このため、県社会福祉協議会が策定する地域福祉活動支援計画とも連携・整合を図っていきます。

第1章 計画策定の基本的な考え方

(イメージ)



5 計画期間

- 都道府県地域福祉支援計画は、市町の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町の地域福祉が推進されるよう策定することから、市町の地域福祉計画の改定等の内容をふまえて、地域福祉支援計画の内容も見直す必要があります。
- 地域福祉計画を策定している17市町（平成30年4月1日現在）では、計画期間を5年としているところが多くなっています。
（現行の地域福祉計画で定められている期間）
 - 5年 13市町
 - 6年以上10年未満 3市町
 - 10年以上 1市町
- このため、計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
地域福祉支援計画			2020年度～2024年度 (5年間)					
みえ高齢者元気・かがやきプラン	2018年度～2020年度 (3年間)							
みえ障がい者共生社会づくりプラン	2018年度～2020年度 (3年間)							
希望がかなうみえ子どもスマイルプラン	2015年度～2019年度 (5年間)		次期計画（案） 2020年度～2024年度 (5年間)					
子どもの貧困対策計画	2016年度～2019年度 (4年間)		次期計画（案） 2020年度～2024年度 (5年間)					